

# 院内感染防止対策指針

## I. 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意するとともに、感染症発生の際には、その原因を速やかに特定し、終息させ、かつ再発防止策を講ずることは、医療安全対策の観点から極めて重要であるばかりでなく、患者サービスの質を保つうえでも必須の要件である。このような考えに基づいて、院内感染対策を全職員共通の課題として病院をあげて取り組む。

## II. 院内感染対策のための組織に関する基本事項

院内感染予防対策を、機能的かつ効果的に行うために、院内感染対策委員会（以下委員会）とその実働部隊である感染制御チーム（ICT）を置く。委員会及びICTは、院内感染の予防と制圧を目的とし、その具体案を検討・立案すると共に、対策を実施する。

### 1) 院内感染対策委員会

当院で定める「院内感染対策委員会規約」に基づき、「院内感染対策委員会」を設置し、感染対策の立案・実行・評価などを行う。

### 2) 感染制御チーム（ICT）

当院で定める「院内感染対策委員会規約」に基づき、病院長直轄の感染対策を専門とする感染制御チームを組織する。

ICTは定期的および必要に応じて、随時情報の収集、分析を行い、院内全体の感染防止対策上の問題点を把握し速やかに改善策を講じる。

## III. 職員研修に関する基本方針

- 1) 院内感染対策に関する基本的な考え方、感染防止の意識や知識の向上を図る。
- 2) 研修会は全職員を対象として、年2回開催する。必要に応じて臨時の研修を行う。
- 3) 委員会は院外の感染対策を目的とした各種学会、研修会、講習会などへの、職員の参加を支援する。
- 4) 研修会の計画および実施はICTが中心となっていく。
- 5) 研修会開催時には、その記録を保存する。
- 6) 新規または中途採用職員を対象に感染対策に関する教育を行う。

## IV. 感染症発生の報告に関する基本方針

- 1) 法に定められた感染症については、行政機関に速やかに届け出を行う。
- 2) 特定の耐性菌が分離された場合、また、それによる感染症が発生した場合は、ICT／委

員会に報告し、必要な届出・対策を実施する。

- 3) 隔離を必要とする感染症が発生した場合は、委員会/ICTに報告する。
- 4) 全職員が以上の情報を共有すること。

#### V. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

- 1) 院内感染が疑われる事例が発生した場合には、直ちに ICT が状況を確認し、アウトブレイクかどうかの判断を行った上で、速やかな初期対応を行う。アウトブレイクが疑わしい場合には、必要に応じて保健所/行政機関と緊密な連絡をとること。
- 2) 委員会は詳細な情報の把握に努め、原因の究明及び改善策を立案し、実施する。
- 3) 全職員が以上の情報を共有できるよう MyWeb 等を利用して随時発信すること。

#### VI. 指針の閲覧に関する基本方針

- 1) 院内感染対策指針は、患者およびその家族から閲覧の申し出があった場合には、これに応じるものとする。
- 2) 本指針は患者および家族等が常時閲覧できるように、病院ホームページで公開する。

#### VII. その他の院内感染対策の推進のための基本方針

- 1) 委員会が定めた「院内感染対策マニュアル」に沿って、全職員が感染対策を実施できるよう周知徹底に腐心する。
- 2) 「院内感染対策マニュアル」は常時閲覧できるよう MyWeb 上に公開する。
- 3) 「院内感染対策マニュアル」は定期的、又は必要に応じて見直し・改訂を行う。
- 4) 平成 24 年 4 月の診療報酬改定により感染症対策における地域連携の重要性が唱えられた。これに伴い、感染防止対策加算 2 の医療機関である当院は、感染防止対策加算 1 の医療機関である熊本赤十字病院との定期的カンファレンス等を通じて緊密な連携を図ることにより、当院の感染防止対策の確立と質の向上を目指す。

【注】「MyWeb」とは院内 LAN で繋がられた各部署の PC 端末上で閲覧・書込可能な掲示板機能等を有するアプリケーションで、2015 年 1 月の電子カルテ稼働に合わせて導入した職員間の情報共有ツールである。

#### <附則>

この指針は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

平成 27 年 9 月 1 日改訂

平成 28 年 2 月 1 日改訂